

橋本市規則第 22 号

橋本市公共施設指定駐車場使用に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市公共施設指定駐車場使用に関する規則の一部を改正する規則

橋本市公共施設指定駐車場使用に関する規則(令和3年橋本市規則第16号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(使用料の免除等) 第7条 略	(使用料の免除等) 第7条 略 <u>2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定により申請書を提出する際に当該申請書に前項各号の該当事項を記載して市長に提出しなければならない。</u> <u>ただし、第4条第2項の許可を受けた後に、前項各号のいずれかに該当することとなった場合の手續については、第9条に定めるところによる。</u>

様式第1号を次のように改める。

（あて先）橋本市長

申請人 所 属
氏 名
連絡先

指定駐車場使用許可申請書

下記のとおり指定駐車場を使用したいので、橋本市公共施設指定駐車場使用に関する規則第4条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 施設名称	
2. 所在地	
3. 使用期間	年 月 日から 年 月 日
4. 通勤自動車	① 車 種 () ② 登録番号 ()
5. 自宅からの距離	k m
6. 同意事項	① 私は、使用料を毎月納期限までに納めます。 ② 私は、本規則及び道路交通法その他関連法令等を遵守します。 ③ 私は、指定駐車場で盗難、事故その他損害が生じることがあっても市に損害賠償請求をしないことに同意します。

（注1）使用期間は最長で年度末までとなります。また、毎年度手続きが必要です。

（注2）公用使用が認められた自動車に該当する場合は、橋本市私有自動車使用賃貸契約書の写しを添付すること。

様式第2号中「2,000円」を「4,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。